

後発医薬品使用体制加算に係る掲示（掲示義務）

当院における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の取り扱いについて

1. 後発医薬品の使用推進

- 後発医薬品は、先に開発された薬（先発医薬品）の特許が切れた後に同じ有効成分・効果であることを国が承認したものです。
- 開発費がかからない分、先発医薬品と比べて低価格となり、医療費削減に寄与します。
- 厚生労働省の方針に従い当院でも積極的に採用しています。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

2. 医薬品供給が不安定な状況による対応

- 医薬品の供給が不足した場合、製薬会社、規格などの変更を行い対応します。必要に応じて同効薬を検討し、適切に治療が継続できる体制を整えております。
なお、状況によっては、薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら薬剤師までご相談ください。

3. 一般名処方への推進（外来での院外処方）

- 当院では、後発医薬品のある医薬品は、特定の医薬品を指定せずに、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行うことがあります。有効成分が同一の医薬品が複数ある場合、調剤薬局の薬剤師と相談の上、ご自身で選択することができます。

医療法人社団登豊会 近石病院

経営企画部 掲示